

## 三重ボランティア基金助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人三重ボランティア基金定款第4条に定める助成対象事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付するに必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、別表1のとおりとする。

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業及び助成額は、別表2のとおりとする。ただし理事長が特に認める場合は、これによらないで助成することができる。

(助成に係る審査基準)

第4条 助成を受ける者は、次に掲げる条件に適合していなければならない。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつ、その実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適正であること。
- (3) 助成の対象となる事業の実施に必要な資金のうち、助成を受ける者の負担すべき額を確実に保有すること。
- (4) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

(助成事業費の額)

第5条 毎年度の助成事業費の額は、当該年度事業計画の定めるところによるものとする。

- 2 毎年度の助成事業費のうち、おおむね10分の1に相当する額は、緊急を要する助成等に充てるため、あらかじめ保留しておくことができる。

(助成金交付の申込)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、[第1号様式](#)による交付申込書に所定の書類を添付して、別に定める期日までに、理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

- 第7条 理事長は、助成金の交付申込書を受理したときは、第4条に規程する審査基準に適合するかどうかを審査し、当該年度の事業計画に基づき、助成予定者及び助成額を決定するものとする。
- 2 前項による助成の決定は、運営委員会の意見を聞いて理事長が行うものとする。
  - 3 前2項によって助成を決定したときは、申込者に対し、[第2号様式](#)により通知するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 前条による交付の決定にあたっては、助成の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成予定者に対し、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

- 第9条 助成金の交付は、原則として助成の対象となった事業を完了した時期において行うものとする。ただし、事業の性質上必要があると認めた場合は概算払いをすることができる。

(事業の報告)

- 第10条 助成金の交付を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1ヶ月以内に、[第3号様式](#)による事業報告書に事業の実績を証する書類及び収支計算書を添えて事業の報告をしなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第11条 理事長は、前条の規程による報告を受けたときは、その内容を審査して助成金の額を確定し、助成を受けた者に通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第12条 理事長は、助成を受けた者が災害その他特別の事由による場合を除くほか、正当の理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還を求めることができる。
- (1) 助成対象である事業を実施せず、又は実施する意思がまったく認められないとき。
  - (2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
  - (3) 助成金を助成の目的以外に使用したとき。

- (4) 第8条の規程により付された条件に違反したとき。
- (5) 第10条の規程による事業の報告をしなかったとき。

2 理事長は、正当な理由がなく、前項の規程により返還を求められた助成金を指定の期日までに返還しない者に対しては、遅延損害金を請求することができる。

(会計帳簿等の整備)

第13条 助成を受けた者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、当該年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めない事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

別表 1

助 成 対 象 者

- 地域福祉にかかるボランティア活動を行う団体で、理事長が適当と認めたもの
- 市町ボランティアセンター

別表 2

三重ボランティア基金助成対象事業及び助成額

助 成 対 象 事 業	助 成 額
1. ボランティア団体基盤強化助成（活動に必要な器材購入費の助成） 2. ボランティア活動資金助成 先駆的・モデル的な活動（福祉のまちづくり）にかかる経費 3. ボランティアセンター基盤強化助成（市町Vセンター対象）ボランティア団体が活動に必要とする器材で共有できる器材 4. 三重県ボランティア連絡協議会活動事業助成 5. 災害時緊急支援助成 6. 災害支援者養成事業助成 7. 災害時ボランティア活動推進基盤整備助成 8. 子どもの居場所づくり活動支援助成 9. 生きづらさをかかえる方の居場所づくり活動支援助成 10. 自立を励ます会への助成 11. その他理事長が必要と認める事業	理事長が別に定める基本額と実支出額とを比較していずれか少ない方の額 ただし、必要に応じ、運営委員会の意見を聞いて事業の種類別に助成率を定めることができる。